

平成 30 年度科学技術コミュニケーション推進事業

未来共創イノベーション活動支援

よくあるご質問（FAQ）

1. 申請について

Q1:自治体の部局からの提案の場合、企画提案書に記載する「提案責任者」は、知事名や市長名とする必要はありますか？

A1:自治体の部局からの提案の場合は、提案責任者は契約締結ができる機関の長(それが知事や市長の場合は、知事名や市長名)としてください。

Q2:実施主担当者が重複しなければ、同一機関から複数件申請することは可能でしょうか？

A2:可能です。同一機関から複数採択された場合は、各々の提案につきJSTと契約を締結し、企画毎に経理処理をしていただくこととなります。但し、実施主担当者が重複していなくても、同一内容の企画は申請いただけません。

Q3:実施主担当者あるいは副担当者を同一人物が兼ねることはできますか？

A3:1つの申請において、実施主担当者、副担当者を同一人物が兼ねることはできません。各々担当者を決めてください。

Q4:大学(または学部)として申請する予定です。その場合、本学の学生を実施主担当者・副担当者として申請することはできますか？

A4:学生を実施主担当者・副担当者として申請することはできません。機関として申請する場合は、活動の実施は当該機関の業務として位置付けていただくこととなります。学生は、大学の“業務”の責任を持つことはできませんので、実施主担当者・副担当者にはなれません。大学の業務に責任の持てる教職員等(提案機関に雇用されている方)を実施主担当者・副担当者としてください。

Q5:国立高等専門学校が提案する場合、独立行政法人国立高等専門学校機構としての提案が必要ですか？

A5:国立高等専門学校については、各高等専門学校として提案出来ます。

Q6:法人化されていない大学コンソーシアムが、「提案機関」になることができますか？

A6:「提案機関」になることはできません。提案される場合は、コンソーシアムに加盟するいずれかの大学が代表として「提案機関」となっていただきます。また、「提案機関」は法人格を有する機関であることを必須としますが、公立の科学館等については法人格を有していなくても「提案機関」となることが可能です(その場合、科学館等の設置者、指定管理者等と各種契約を締結します)。

Q7:NPO 法人が本事業で活動することは可能ですか？

A7:「提案機関」、「参加機関」として活動することが可能です。なお、「提案機関」には3ヶ年度にわたって国費を管理していただくこととなりますので、「提案機関」として申請の場合はその点も考慮してください。また、企画提案書には提案機関における各担当者の役割や提案機関組織内における協力体制などが明確になるような図にして提出していただきます。

Q8:団体の一部署が「参加機関」となることはできますか？

A8:「参加機関」は、ネットワークの趣旨に賛同し、活動を実施する様々な活動主体であるため、団体の一部署が「参加機関」となることができます。

Q9:「提案機関」は科学館等、公益法人、NPO 法人等とありますが、営利団体も「提案機関」として提案することは可能ですか？

A9:営利団体であっても、法人格を持っていれば、「提案機関」となっていくことが可能です。ただし、本支援業務による活動は非営利であることが必要です。

Q10:複数の機関が連名で「提案機関」となることは可能ですか？

A10:提案機関は、1機関のみです。責任の所在が不明確になるため、「提案機関」を複数の機関が担うことはできません。

Q11:支援期間中に、新たな「参加機関」を加えていくことはできますか？その新たな「参加機関」の活動は支援対象になりますか？

A11:支援期間中に新たな「参加機関」を加えていくことは可能であり、その新たな「参加機関」との活動も支援対象となります。

Q12:後援、協賛等で連携する機関は、「主要な参加機関」となりますか？

A12:本支援でいう「主要な参加機関」とは、「提案機関」の計画にもとづき、本事業を主体的に実施する機関です。このため、後援、協賛のみで関わる機関については、「参加機関」には該当しません。

Q13:「提案機関」「参加機関」がJSTの他の支援を受けることは可能ですか？

A13:可能です。但し、JSTの他の支援や、その他の国からの支援を受けている場合、または受けることが決定している場合には、その支援内容と申請内容が重複していると、本支援に申請することはできません。申請内容が重複していなければ、申請できます。

2. 採択後の契約・経理処理について

Q1:「提案機関」との実施協定は毎年の締結ですか？複数年度契約にはなりませんか？

A1:複数年度で契約は出来ません。実施協定は、中間ヒアリングを経て、毎年度、締結します。また、中間ヒアリングに対する外部有識者等の評価により企画を中止させていただくことがあります。

Q2:JSTから「提案機関」への費用はどのように支払われますか？

A2:支援費について提案機関より10月中に一括請求いただき、概算払いさせていただきます。

Q3: 契約形式はどうなりますか？

A3: JSTと提案機関間において実施協定を締結することにより、JSTから業務を委任される形となります。本協定、業務計画書および事務処理要領に則り業務を実施することになります。(活動に対する補助や援助の性質のものではありません。)

3. 企画提案書の作成について

Q1: JST以外からの資金として、例えば、例年実施しているイベントのために措置した予算は、計上すべきですか？

A1: 自主財源の導入分として、想定できる範囲で「JST以外からの資金」としてご記入ください。

Q2: 企画提案書に、「提案機関」の押印は必要ですか？

A2: 企画提案書提出の際には押印不要ですが、企画が採択された場合、JSTは「提案機関」と協定を締結するため、機関としての了解を得た上で提案してください。

Q3: 企画提案書の締切後に、人事異動で担当者が変わる可能性があります。どのように記入したらよいですか？

A3: 各担当者欄は、提案時点の所属でご記入いただければ結構です。変更予定については、企画提案書作成時点でわかる範囲でご記入ください。人事異動があるか提案書提出時点で未確定の場合は、変更が決定次第早急に、変更内容をJST担当までお知らせください。

特に、書類審査・ヒアリング審査の結果は「実施主担当者」へ連絡しますので、必ず連絡が取れるようご注意ください。また、「実施主担当者」、「実施副担当者」は、真にやむを得ない場合を除き、支援期間中、それぞれ同一人物としております。従って、企画提案書締切後、人事異動等により担当者の所属変更の場合、変更された所属先で行うか、あるいは担当の変更がある場合は責任もって主体的に提案された活動に係わる方に変更したうえでお知らせください。

Q4: 「参加機関」について、既存のネットワークを活用して申請しても良いでしょうか？

A4: 差し支えありません。

Q5: 地域、自治体を越えてのネットワーク形成は可能でしょうか？

A5: 可能です。

Q6: 人件費について、採択されてからの雇用となる場合、予定で記載しておいて良いでしょうか？

A6: 予定で記載していただいて差し支えありません。

Q7: 1つの申請の中では、解決すべき問題は1つに絞ったほうが良いのでしょうか、横断的に複数存在していても良いのでしょうか？

A7: どちらも提案対象になります。

Q8: 支援期間(3年)では解決まで至らない中長期にわたって取り組むべき問題については、支援期間内では「解決の道筋をつける」、「政策形成や知識創造、社会実装等へとつなぐ」ということでもよろしいでしょう

か？

A8:結構です。

4. その他

Q1:本支援に相応しいか、事前に提案書の内容を確認してもらうことはできるでしょうか？また、提案書が締め切りに間に合わない等の理由により、持ち込みは可能でしょうか？

A1:公平性の担保のため、認めておりません。持ち込みも認めておりません。

Q2:本支援は、競争的資金でしょうか？

A2:本支援は、競争的資金ではありません。

以上